

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年 1月26日

分任契約担当官
四国地方整備局
松山河川国道事務所長 荒瀬 美和

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

石手川ダム管理用水力発電余剰電力売払 予定余剰電力量 140,422 Kwh
入札書に記載（使用）する件名は「石手川ダム管理用水力発電余剰電力売払」とする。

(2) 本件の概要等 本業務は、石手川ダム管理用水力発電所で発生した電力の内、余剰電力を売払うものである。

(3) 履行期間 平成27年 4月 1日から
平成28年 3月31日まで

(4) 履行場所 四国地方整備局 松山河川国道事務所 石手川ダム管理支所

(5) 入札の方法

1) 本案件は、紙入札方式で実施する。

2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3) 入札価格は1.(1)に記載の余剰電力の予定数量に単価を乗じた総額とする。

4) 入札書には内訳として、売払対象の予定余剰電力量に係る単価及び予定数量を記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」のA、B又はC等級に格付けされた四国地域の競争参加資格を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格に関する公示（平成26年3月28日付）に基づく再申請の手続きを行った者を含む。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。
- (5) 入札参加申込書を提出した者であること。
- (6) 競争参加希望者が特定規模電気事業者である場合は、電気事業法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行った者であることを証明する書類の写しを提出した者であること。（(5)及び(6)の提出書類を総じて「証明書等」という。以下同じ）
- (7) 入札参加申込書の受領期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準じるものとして、国土交通省公共事業からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 入札書等の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒790-8574 愛媛県松山市土居田町797-2
四国地方整備局 松山河川国道事務所 経理課 森 俊明
電話番号 089-972-0035（経理課直通）

(2) 入札説明書を交付する場所及び方法

1) 交付場所

上記の(1)の契約条項を示す場所と同じ。

2) 交付方法

交付の請求は、交付場所に備え付けの交付申請書に必要事項を記入し請求する方法、又は必要金額分の切手を添え、必要な入札説明書の種類と申請者の住所氏名を明らかにし請求する方法による。

(3) 証明書等の提出場所及び受領期限

証明書等は、持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。

1) 提出場所

上記の(2)1)の交付場所と同じ。

2) 受領期限

平成27年 2月 9日（月） 16時00分

(4) 入札書の提出場所及び受領期限

入札書は、持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。

1) 提出場所

〒790-8574 愛媛県松山市土居田町797-2
四国地方整備局 松山河川国道事務所 経理課 契約係

2) 受領期限

平成27年 2月19日（木） 16時00分

(5) 開札の場所及び日時

1) 場所

〒790-8574 愛媛県松山市土居田町797-2
四国地方整備局 松山河川国道事務所 入札室

2) 日時

平成27年 2月20日(金) 13時30分

4. その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札者に求められる義務

1) 入札参加を希望する者は、上記3.(3)2)の受領期限までに証明書等を上記3.(2)1)に示す場所に提出しなければならない。なお、開札日の前日までの間において、競争参加資格の確認のため提出した証明書等の内容に関して、分任契約担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。

2) 入札者は契約書(案)及び四国地方整備局競争契約入札心得を熟読、遵守のうえ入札を行うこと。

(3) 入札保証金及び契約保証金 免除

(4) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

1) 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格を上回る最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

2) 入札執行回数は原則として2回とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 国土交通省競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる国土交通省競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3(3)及び(4)により入札書及び証明書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 詳細は入札説明書による。